

(特研様式5)

所属長印

恩藏

早稲田大学総長 殿

2010年7月25日

所 属 商学学院

資 格 教授

氏 名 土田 武史

印

特 別 研 究 期 間 研 究 成 果 報 告 書

1. 研究課題：ドイツ医療保険制度の改革
2. 研究期間：2008年4月1日 ～ 2009年3月31日
3. 研究場所（国/都市・機関名）：ドイツ/ミュンヘン・マックスプランク国際社会法研究所
4. 研究成果概要（2,000字以内）：

2008年4月1日から2009年3月31日までの1年間、ドイツのマックス・プランク国際社会法研究所で研究に従事した。当研究所は、社会法（主として社会保障法と労働法）に関するドイツの代表的な研究所で、連邦政府の政策や国際的な協定等にも関与し、EU諸国やアジア諸国からの研究者も多い。私は10年ほど前から、当研究所の名誉所長（前所長）のマイデル教授（Bernd von Maydell）や所長のベッカー教授（Ulrich Becker）を中心とするドイツ社会保障研究者との共同研究に参加してきたことから、マイデル教授の薦めもあり、在外研究の拠点として当研究所を選択した。当研究所での資格は客員研究員であった。

研究所では個室の研究室、宿泊施設（研究所の附属施設が空いていなかったため、研究所が契約している民間アパートを附属施設と同額で利用、費用は利用者負担）を与えられ、快適な生活を送ることができた。研究環境は素晴らしく、毎月の定期研究会のほかに、随時、特別講師による研究会、博士申請論文の中間報告会などが催され、また数ヶ月ごとにシンポジウム（ときにはミュンヘン大学と共催）などがあり、自分の研究テーマに即しながら自由に選択して参加した。研究所に附属する情報センターには豊富な社会保障の文献資料があり、スタッフに相談しながら適切な情報を得ることができた。また、研究員の出退勤は自由で、休日も与えられたキーで自由に出入りができることも、研究環境としてはきわめて好ましいものであった。

在外研究の課題は「ドイツ医療保険制度の改革」であった。2007年にドイツでは最大規模の改革法である「公的医療保険競争強化法」が制定され、段階的な実施が行われていたが、2009年1月にその中核をなす医療保険財政改革と診療報酬改革が実施されることになっていた。研究所ではこの改革をテーマに、文献研究をはじめ、政府機関、関係団体、研究者などのインタビュー調査などを行い、幾つかの調査報告をまとめた。

改革の内容およびその問題点、評価等については、下記の報告書等に記してあるが、この改革法の意義についてふれておくと、社会保険の発祥国であり、その後もさまざまな政策を通じて日本にも大きな影響を与えてきたドイツの医療保険が、きわめて重要な転換点に立っているといえよう。すなわち、1993年に保険料率抑制のために導入した「競争政策」が、ドイツ医療保険の基盤となってきた保険者組織内における連帯を弛緩させるとともに、統一保険料の導入と交付金配布によって保険者の当事者自治が制限され、ドイツ医療保険の特性であった多元的分権的組織構造が著しく変容する状況を呈している。このことは年金保険制度の存続そのものが問われる事態ともなっている。日本においても医療保険や年金保険の持続可能性が問われる状況となっているが、ドイツの状況はさらに深刻であり、その動向は日本の状況を考察するうえでも多くの示唆に富むものとなっている。

今回の在外研究の成果を基礎にしながら、日独の医療保険の比較研究を深めるとともに、社会保険の可能性についてさらに研究を進めていきたいと考えている。

(在外研究における論文／調査報告)

- ・ 土田武史「ドイツにおける医療保険財政の改革－統一保険料率・医療基金・罹病率による財政調整の導入をめぐる－」『健保連海外医療保障』No.80、健康保険組合連合会、2008年、1～6ページ。
- ・ 同「公的医療保険競争強化法における財政改革」健康保険組合連合会編『ドイツの医療保険改革追跡調査報告書』健康保険組合連合会、2009年、50～63ページ。
- ・ 同「ドイツ医療保険における“連帯と自己責任”の変容」同前、64～89ページ。
- ・ 同「ドイツ医療保険における競争強化法と保険者機能の変化」『健保連海外医療保障』No.85、健康保険組合連合会、2010年、～6ページ。
- ・ 同「ドイツ医療保障制度概要 2009年版」医療経済研究機構『ドイツ医療関連データ集 2009年版』(財)医療経済研究・社会保険福祉協会、2010年、89～122ページ。
- ・ 同「ドイツにおける医療保険制度の改正」同前、124～160ページ。